イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　120点
ロ　再診時等　15点
10　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)10
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　136点
ロ　再診時等　17点
11　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)11
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　144点
ロ　再診時等　18点
12　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)12
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　160点
ロ　再診時等　20点

６　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続して賃上げに係る取組を実施した保険医療機関については、令和９年６月以降は、注５に掲げる所定点数に代えて、次に掲げる点数を算定する。

１　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)１
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　16点
ロ　再診時等　２点
２　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)２
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　24点
ロ　再診時等　３点
３　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)３
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　32点
ロ　再診時等　４点
４　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)４
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　48点
ロ　再診時等　６点
５　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)５
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　56点
ロ　再診時等　７点
６　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)６
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　64点
ロ　再診時等　８点
７　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)７
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　80点
ロ　再診時等　10点
８　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)８
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　88点
ロ　再診時等　11点
９　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)９
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　96点
ロ　再診時等　12点
10　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)10
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　112点
ロ　再診時等　14点
11　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)11
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　120点
ロ　再診時等　15点
12　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)12
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　128点
ロ　再診時等　16点
13　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)13
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　144点
ロ　再診時等　18点
14　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)14
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　152点
ロ　再診時等　19点
15　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)15
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　160点
ロ　再診時等　20点
16　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)16
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　176点
ロ　再診時等　22点
17　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)17
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　184点
ロ　再診時等　23点
18　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)18
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　192点
ロ　再診時等　24点
19　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)19
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　208点
ロ　再診時等　26点
20　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)20
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　216点
ロ　再診時等　27点
21　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)21
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　224点
ロ　再診時等　28点
22　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)22
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　240点
ロ　再診時等　30点
23　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)23
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　248点
ロ　再診時等　31点
24　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)24
イ　初診又は歯科訪問診療を行った場合　256点
ロ　再診時等　32点

Ｐ００３　入院ベースアップ評価料（１日につき）
1　入院ベースアップ評価料１　１点
2　入院ベースアップ評価料２　２点
3　入院ベースアップ評価料３　３点
4　入院ベースアップ評価料４　４点
5　入院ベースアップ評価料５　５点
6　入院ベースアップ評価料６　６点
7　入院ベースアップ評価料７　７点
8　入院ベースアップ評価料８　８点
9　入院ベースアップ評価料９　９点
10　入院ベースアップ評価料10　10点
11　入院ベースアップ評価料11　11点
12　入院ベースアップ評価料12　12点
13　入院ベースアップ評価料13　13点